遺留品調査依頼票

厚生労働省では、旧軍人等のものと思われる遺留品を御遺族へお返しするための調査を行っております。

　当該業務は、①遺留品に氏名等の記載があり、元の所有者の調査が可能であること、②金銭等の授受に関わりがないもの（無償にて返還いただけるもの）、③御本人及び関係者の意向により遺留品受領者の連絡先等をお知らせできない場合がありますが、その場合でも返還に応じていただけるもの、に限っております。

　調査依頼にあたりましては、この依頼票にご記入のうえ、遺留品の写真（全体像及び上下左右裏など。氏名等の手がかりが分かるような画像。）を添えて当課あてに送付してください。（現物送付による依頼は受けておりません。また、御遺族等へ直接返還することはできませんので御承知おき下さい。）

なお、受付順に調査を行っておりますので、回答までに数ヶ月以上を要する場合もありますのであらかじめ御了承願います。

問い合わせ先　　 〒１００－８９１６

　　　　　　　　　　　　　　　 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省社会・援護局事業課

　　　　　　　　　　　　　　　　　調査係 （電話　03-5253-1111 (内)4523）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ－ｍａｉｌ　suishin@mhlw.go.jp

１　記入年月日

　　年　　月　　日

２ 依頼者

ふりがな

　氏 名

　現住所 〒

　　電話番号

　　Ｅ－ｍａｉｌ

３ 遺留品(数量)

遺留品名

　　数量

４　取得に至った経緯

取得者　　（　　　　　　　　　　　　）　貴殿との関係　（　　　　　　　　）

　　　取得時期　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・　不明

　　　取得場所　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・　不明

　　　取得方法　　生存者から受領　・　戦没者から取得　・　拾った　・　不明　　　　　　　　　　　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

その他、手掛かりとなる情報があればお書き下さい。（戦地から持ち帰った方の出征地など）

５　元の所有者が判明した場合(◯で囲んでください。)

　　(1) 関係者(御遺族等)が遺留品の受領を希望する場合、無償で返還する意思がありますか？

　 ① あります

② ありません

(2) 関係者(御遺族等)が依頼者への住所等の通知を希望しない場合には、関係者の名 前や連絡先等をお知らせできませんが、よろしいですか？

① はい

② いいえ

(3) 関係者（御遺族等）が遺留品の受領を希望された場合、当人どうしでの直接の返還はできませんが、よろしいですか？（遺留品は厚生労働省へ送付していただきます。）

① はい

② いいえ

※　５の(1)、(2)、(3)で②を選んだ場合、厚生労働省では調査を行うことはできませんので御理解下さい。

６　調査を行う上で貴殿の住所等を関係者（関係都道府県庁と関係遺族等）へお知らせする場合がありますがよろしいですか？

① 可

② 否（否の場合は、貴殿の氏名、住所等を関係者へ通知致しません。）

７　遺留品保管者（依頼者と異なる際のみ記入）

ふりがな

　氏 名 （関係）

　現住所 〒

　　電話番号

　　Ｅ－ｍａｉｌ

**※　関係者（御遺族等）が判明した場合、依頼者様から遺留品保管者様あて現物の送付依頼をしていただきます。なお、当方から遺留品保管者様に直接連絡を取る場合もあることを御理解いただきたく思います。そのため、遺留品保管者の情報については詳細に記入願います。**